

令和3年度農林水産関係予算概算要求について

目 次

1. 令和3年度農林水産関係予算概算要求の重点事項(農村振興局関係)	1
2. 農村振興局関係予算	4
①農業農村整備事業	4
②防災重点農業用ため池緊急整備事業	5
③農村整備事業	7
④日本型直接支払	8
⑤日本型直接支払のうち多面的機能支払交付金	9
⑥日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払交付金	10
⑦農山漁村振興交付金のうち最適土地利用対策	11
⑧農山漁村振興交付金のうち「農泊」の推進	12
⑨農山漁村振興交付金のうち農福連携の推進	13
⑩鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	14
3. 他局庁の農村振興関係予算	15
①再生可能エネルギーの導入等の推進	15
②6次産業化の推進	16
③新たな森林空間利用創出対策	17

令和３年度農林水産関係予算概算要求の重点事項 (農村振興局関係)

１ 農業農村整備、農地集積・集約化、担い手確保・経営継承の推進

～コロナを契機とした地方での事業・雇用の創出～

(1) 競争力強化・国土強靱化のための農業農村整備の計画的な推進

① 農業農村整備事業＜公共＞ 3, 983億円 (3, 264億円)

- ・農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地の大区画化・汎用化、農業水利施設の適切な更新・長寿命化、防災重点農業用ため池対策の強化、農業用ダムの洪水調節機能強化や田んぼダムの取組拡大等を推進

- ・農村の情報通信環境、農道、集落排水施設等の整備を推進

② 農地耕作条件改善事業 300億円 (250億円)

- ・農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化、麦・大豆や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、農地の区画拡大等を促進

③ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 333億円 (258億円)

- ・農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、機動的・効率的な長寿命化・防災減災対策を支援

④ 農山漁村地域整備交付金＜公共＞ 1, 131億円 (943億円)

- ・地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付

(2) 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化

① 農地の大区画化・汎用化等の推進＜公共＞ 3, 983億円の内 (3, 264億円の概)

- ・農地中間管理機構が借り入れている農地について、都道府県が、農業者からの申請によらず、農業者の費用負担等を求めずに基盤整備事業を実施すること等により、地域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化等を推進

② 農地耕作条件改善事業（再掲） 300億円 (250億円)

- ・農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化、麦・大豆や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、農地の区画拡大等を促進

2 農山漁村の活性化

～コロナを契機とした都市部から地方への移住を促す環境の整備～

(1) 日本型直接支払の実施

① 多面的機能支払交付金

491億円

(487億円)

- ・農業・農村の有する多面的機能が維持・発揮されるとともに地域全体で担い手を支えるため、農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付

② 中山間地域等直接支払交付金

268億円

(261億円)

- ・中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、棚田地域を含む中山間地域等での農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付

(2) 中山間地農業の所得向上を始めとした農山漁村の活性化

① 中山間地農業ルネサンス事業＜一部公共＞

490億円

(442億円)

- ・棚田を含む傾斜地等の条件不利性や鳥獣被害の増加等の中山間地農業の状況を踏まえつつ、地域の特色をいかした多様な取組を後押しするため、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組、不測の事態に備えた都市と産地の安定的な交流・食料供給モデルの創出を総合的に支援

② 棚田・中山間地域対策＜公共＞

(中山間地域農業農村総合整備事業)

70億円

(50億円)

- ・棚田地域を始めとする中山間地域における収益力向上を図るため、農業生産を支える水路・ほ場等の基盤整備と加工・販売施設等の整備とを一体的に支援

(農山漁村地域整備交付金)

1,131億円の内訳

(943億円の内訳)

③ 農山漁村振興交付金

103億円

(98億円)

- ・農山漁村における定住や都市と農山漁村の交流を促進するとともに、関係人口の創出・拡大を図るため、地域資源を活用した計画策定、取組の実践、「農泊」や農福・林福・水福連携の実施のための施設の整備、都市における農業体験活動、配食サービス等によるコミュニティ機能の維持、荒廃化のおそれのある農地の低コストでの維持・管理等を支援

ア ワークেশョンにも対応した農泊の推進

- ・農泊を実施するための体制整備、観光コンテンツの磨き上げ、地域全体でのプログラム企画等の取組と、農家民宿や古民家等を活用した滞在施設、農林漁業体験施設、ワークেশョン用の施設等の整備とを一体的に支援

イ 農福・林福・水福連携の推進

- ・農林水産分野での障害者等の雇用・活躍の場を創出し、農山漁村の維持・発展を図るため、農福連携に加え、苗木生産や養殖施設といった林福連携・水福連携に資する施設の整備、障害者の職場定着を支援する人材の育成、作業手順のマニュアル化等を一体的に支援

ウ 都市農業の多様な機能の発揮

- ・都市農業を振興するため、都市農業での生産体験や交流の場の提供、災害時の避難地としての活用、持続的な都市農業のモデル地域の創出等を支援

エ 配食・見守りサービス等による農山漁村のコミュニティ機能の維持

- ・農山漁村では、都市部に先駆けて人口減少・高齢化が進行し、コミュニティ機能の維持にも支障が生じかねないため、農林漁業の振興と併せて実施する配食・見守り等のコミュニティ機能の維持に資するサービスの実施に必要な機器導入、施設整備等を支援

オ 荒廃化のおそれのある農地の低コストでの維持・管理、不測の事態に備えた生産の実証

- ・農山漁村の実情を踏まえた荒廃化のおそれのある農地の低コストでの維持・管理、不測の事態に備えた生産・供給の実証等を行うモデル地区の創出を支援

④ 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	1 6 2 億円 (1 0 2 億円)
・ 農作物被害のみならず 農山漁村の生活に大きな影響を与える鳥獣被害の防止に向け、 捕獲者のサポート体制の構築、 捕獲頭数の増加に応じた支援の導入等により 捕獲活動を抜本的に強化するほか、 林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策等を実施	
・ 地域資源を有効に活用したジビエ利活用の拡大に向け、 捕獲者や処理加工施設の人材の育成、処理加工施設の整備、 プロモーション等による需要拡大の取組を支援	

⑤ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業	3 億円 (3 億円)
・ 火山の降灰等の被害に対応するため、 洗浄用機械・施設等の整備、 これと一体的に行う用水確保対策等を支援	

(3) 地方への定住促進に向けた環境整備

① 農山漁村の情報通信環境や生活インフラの整備＜公共＞	(農村整備事業) 7 3 億円 (-)
・ 田園回帰と農山漁村への定住に資する、 農山漁村の情報通信環境、農道、集落排水施設等の整備を推進	(漁村整備事業) 1 4 億円 (-)

※ 防災・減災、国土強靱化緊急対策に係る経費や
「総合的なT P P等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費については、
予算編成過程で検討。

農業農村整備事業〈公共〉

〔令和3年度予算概算要求額 398,252 (326,436) 百万円〕

＜対策のポイント＞

農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の適切な更新・長寿命化、ため池の防災・減災対策や農業用ダムの洪水調節機能強化、生活インフラや情報通信環境の整備等を推進します。

＜事業目標＞

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進〔令和5年度まで〕
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合の増加
- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

＜事業の内容＞

1. 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備

（農業競争力強化対策）166,124 (129,127) 百万円

担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、農地の大区画化や汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備等を推進します。また、水利用の高度化や水管理の省力化を図るため、パイプライン化やICTの導入等により、新たな農業水利システムの構築を推進します。

2. 農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策

（国土強靱化対策）224,828 (197,309) 百万円

農業水利施設の更新・長寿命化・耐震化、農地の湛水防止対策、ため池の防災・減災対策、農業用ダムの洪水調節機能強化等を推進します。

3. 農村整備（田園回帰・農村定住促進）

7,300 (－) 百万円

集落排水施設や農道、情報通信環境等の整備を推進します。

＜事業の流れ＞



※直轄で実施する場合は、2/3等

＜事業イメージ＞



〔お問い合わせ先〕 農村振興局設計課 (03-3502-8695)

防災重点農業用ため池緊急整備事業＜公共＞

【令和3年度予算概算要求額 58,829（－）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（ため池工事特措法）に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進します。

＜事業目標＞

農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

＜事業の内容＞

防災重点農業用ため池を対象として、ため池工事特措法の有効期間（令和13年3月まで）における以下の対策を支援します。

1. ハード対策（補助率：50％等）

- ① ため池の改修、附属施設の整備等を支援します。（総事業費4,000万円以上）
- ② 「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「緊急性が高いもの※」については、補助率55％で支援します。
 ※ 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。
- ③ ①に併せ行う堆砂対策（堆砂率がおおむね10％以上のもの、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの等）を支援します。

2. ソフト対策（定額）

ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、管理・監視体制の強化等のソフト対策について支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2210）

農業用ダムにおける洪水調節機能の強化

(参考)

<対策のポイント>

近年の台風や豪雨による水害の激甚化等を踏まえ、政府は既存ダムを活用した洪水調節機能の強化に取り組んでおり、農業用ダムについても、ソフト・ハードの両面から各ダムの取組を支援し、利水機能を確保しつつ洪水調節機能の強化を図ります。

<事業の内容>

- 令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、農業用ダムでも令和2年度から洪水調節機能強化の取組を開始しています。
- 以下の対策を講じることにより、農業用ダム本来の利水機能に支障が生じるリスクを軽減しつつ、洪水調節機能強化の取組を推進します。

1 農業用ダムの施設整備

ダムの堆砂対策による貯水容量の確保や地区内の施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備、貯水位等のデータを河川管理者へ提供するためのシステム等の整備を行います。

(国営かんがい排水事業、水利施設整備事業 等)

2 農業用ダムの取組効果の検証等

農業用ダムの事前放流や時期ごとの貯水位運用に向けた水管理方法の調査・検討、事前放流の効果の検証等を行い、必要な運用の見直し等を行います。

(国営造成施設総合水利調整管理事業[新規]、水利施設整備事業 等)

3 洪水調節機能強化に係る取組支援

農業用ダムの管理者が行う以下の取組について一定期間支援します。

- ① 河川管理者等との治水協定の締結、協定に基づく連絡体制の整備等の基礎的取組
- ② 事前放流や時期ごとの貯水位運用といった従来の管理の範疇を超えた追加的取組

(直轄管理事業、基幹水利施設管理事業、水利施設管理強化事業[新規])

<事業イメージ>

農業用ダムの施設整備



堆砂対策



貯水池法面の保護

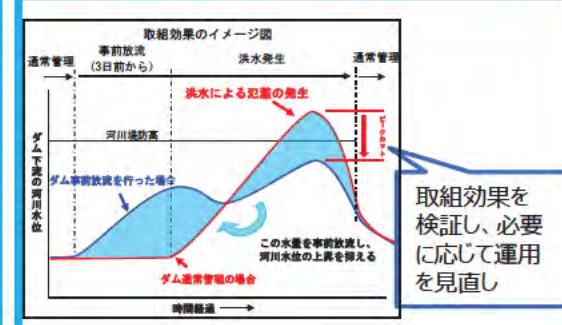


取水設備の整備



情報システム整備

農業用ダムの取組効果の検証等



洪水調節機能強化に係る取組支援



治水協定

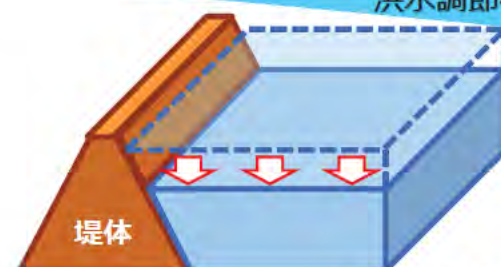
- 基礎的取組への支援
 - ・治水協定の締結
 - ・関係機関による事前訓練
 - ・実施体制の整備・連絡調整 等



事前放流 (イメージ)

- 追加的取組への支援
 - ・事前放流や貯水位運用の実施
 - ・放流前の警報活動
 - ・不測の事態への対応 等

ソフト・ハード両面から支援し 洪水調節機能を適切に発揮



事前放流や貯水位運用により、ダムの貯水位を下げ、洪水調節可能容量を確保

[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-6744-1363)

農村整備事業＜公共＞

【令和3年度予算概算要求額 7,300（－）百万円】

＜対策のポイント＞

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、情報通信環境の整備など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

＜事業目標＞

- 「小さな拠点」の形成の推進、情報基盤・交通等の生活インフラ等の確保
- スマート農業の加速化などデジタル技術の利活用の推進

＜事業の内容＞

1. 農村基盤の整備

農村地域の生活に不可欠なサービスが持続的に提供できるよう、集落排水施設や農道等の再編・強靱化対策等を支援します。

2. 農業農村の情報通信環境の整備

農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業技術の実装に対応しつつ、新たな生活様式にも活用できる情報通信環境の整備を支援します。

＜事業の流れ＞

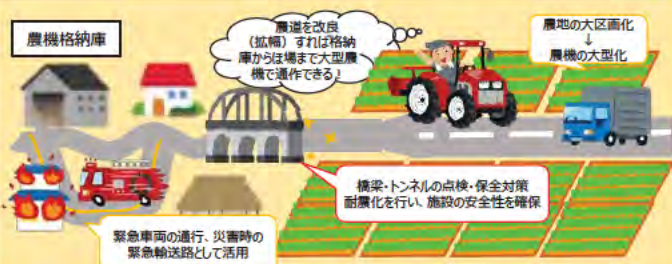


＜事業イメージ＞

施設の老朽化対策や再編・コンパクト化によりインフラの持続性の確保や規模を適正化



農道等の改良・保全により、生産性の向上と集落へのアクセスを確保



農業・農村振興を目的とした無線基地局等の整備を行い、リモート化による施設の把握、農業生産性を向上



【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課（03-6744-2200）

日本型直接支払

【令和3年度予算概算要求額 78,365 (77,203) 百万円】

＜対策のポイント＞

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

＜政策目標＞

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮

＜事業の全体像＞

- 農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

多面的機能支払 49,100 (48,652) 百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



植栽活動

中山間地域等直接支払 26,800 (26,100) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,465 (2,451) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

多面的機能支払交付金

【令和3年度予算概算要求額 49,100 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,498 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,602) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400
		畑	240
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	草地	40
			20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400
		畑	320
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援	田	1,000
		畑	700
		草地	300
			40

項目	都府県	北海道	交付金（定額）
広域化への支援	3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
	200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
	1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

中山間地域等直接支払交付金

【令和3年度予算概算要求額 26,800（26,100）百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止【令和6年度まで】

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 26,600（25,900）百万円

○ 第5期対策（令和2～6年度）のポイント

① 対象地域に棚田地域振興法の指定棚田地域（保全を図る棚田等に限る）を追加

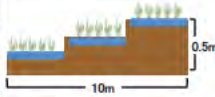
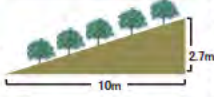
② 6～10年後を見据えた集落の将来像の明確化を促進するため、体制整備単価要件を「集落戦略の作成」に一本化

〔「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）〕

③ 農業生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援を強化するため、集落協定の広域化や集落機能の強化、農業生産性の向上等の加算措置を新設・拡充

④ 農業者等が安心して取り組めるよう交付金返還措置の見直し 等

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)	田：急傾斜 (傾斜：1/20)	畑：急傾斜 (傾斜：15度)
田	急傾斜（1/20～）	21,000		
	緩傾斜（1/100～）	8,000		
畑	急傾斜（15度～）	11,500		
	緩傾斜（8度～）	3,500		

21,000円/10a

11,500円/10a

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 200（200）百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等

（地域振興8法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）